

# 「北九州市子どもを虐待から守る条例」の概要

※条文については、10頁～13頁をご覧ください。

前 文 (条例制定の趣旨及び 決意など)	子どもには、幸せに生きる権利、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があることを明記し、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守ることを宣言
条例制定の目的 (第1条)	子どもを虐待から守るために基本理念、責務、施策の基本的事項を定め、子どもの心身の健やかな成長に寄与するため施策を総合的に推進
条例の基本理念 (第3条)	人権侵害である虐待の禁止 子どもを虐待から守る施策の実施 虐待のないまちづくりの推進
市の責務 (第4条)	子ども及び保護者が孤立しない地域社会をつくるための活動の支援 虐待を受けた子どもの安全確保 虐待を受けた子どもの保護、支援に携わる人材確保や育成等 虐待防止等のための調査研究・検証
市民の責務 (第5条)	虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告 虐待防止及び市の施策への協力等
保護者の責務 (第6条)	虐待を決して行わないこと 子どもの人権を尊重し、子どもの心身の成長と発達を図ること 市が行う子どもの安全確認及び安全確保への協力等
関係機関等の責務 (第7条)	虐待の防止及び市が行う安全確認への協力 一時保護解除後の地域における支援・見守り等
事業者の責務 (第8条)	はいかいしている子どもへの声かけなど虐待の兆候の把握 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告
通告受理機関の 機能強化 (第10条・11条)	適切な虐待対応や自立支援のため児童相談所の体制整備及び人材確保 虐待早期発見のため福祉事務所の体制整備及び研修実施
未然防止 (第12～14条)	子どもや保護者への子育て支援及び情報提供の充実 乳児家庭全戸訪問事業等の活用 関係機関等への支援、連携、児童虐待防止推進月間（11月）の取組
早期発見・早期対応 (第15条・16条)	早期発見のため市民や関係機関、事業者との連携 通告があった場合の迅速な調査、安全確認、必要な措置及び支援 調査の結果、虐待でなかった場合の子ども及び保護者への支援
虐待を受けた子ども等 に対する支援 (第17条・18条)	虐待を受けた子どもの専門的な治療及び心理療法等の支援 虐待を行った保護者への再発防止のための指導及び支援等
雑 則 (第19条・20条)	虐待を防止する施策を推進するための財政上の措置 虐待に係る状況の年次報告作成、議会報告、概要の公表

# 子どもの権利

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。条約では、大きく分けて以下の4つの権利をうたっています。

## 1. 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。  
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

## 2. 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。  
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

## 3. 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。  
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

## 4. 参加する権利



自由に意見を表明したり集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

児童福祉法等の改正により、令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています。また、令和4年12月の民法の一部改正により、親権者の懲戒権が削除され、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止することが明確化されました。

# 体罰等によらない子育てのために～みんなで育儿を支える社会に～

(参考：厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」)

## しつけと体罰は何が違うの？

### しつけとは

- 子どもの人格や才能等を伸ばし、社会で自立した生活を送れるよう子どもをサポートして社会性を育む行為です。

### 体罰とは

- たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

#### ⚠ こんなことしていませんか

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないで、頬を叩いた
  - 大切なことにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
  - 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
  - 他人のものを取ったので、罰としてお尻を叩いた
  - 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
  - 掃除をしないので、罰として雑巾を顔に押しつけた
- これらは全て体罰です。



※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

### 体罰以外の子どもの心を傷つける行為

- 著しく監護を怠る（ネグレクト）、子どもの前での配偶者等への暴力、著しい暴言や拒絶的な対応等は、虐待として禁止されています。
- 怒鳴りつける、暴言、けなす、辱める、笑いものにする等の子どもの心を傷つける行為は、子どもの権利を侵害します。

#### ⚠ こんなことしていませんか

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
  - やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした
- 子どもの心を傷つける行為です。

# なぜ体罰等はいけないの？



● 子どもの成長・発達に悪影響を与えることが、科学的にも明らかになっています。

● 体罰は、しばしばエスカレートし、取り返しのつかない身体的外傷に至ることがあります。

● 子どもは恐怖心から言うことを聞くかもしれません、どうしたらよいのか自分で考えたり学んだりしている訳ではありません。

● 「腹が立ったら同じように叩いたりしてもよい」と子どもに暴力を教えることになります。

● 子どもは、保護者に恐怖心を抱くと、悩みや心配事を相談できず、**非行や犯罪被害等**別の大きな問題につながることがあります。

(参考：横浜市「めざせほめ上手！」)

# 体罰等によらない子育てのために

## 体罰等をしてしまう背景

### ●子どもの年齢や特性等

- いつまでも泣き止まない
- 何度言っても言うことを聞かない
- 年齢に応じた発達や行動が見られない 等

### ●保護者的心配事や負担感、孤独感等

- 仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- 相談できる人やサポートしてくれる人がいない 等

### ●保護者のこれまでの体験や周囲の言動等

- 自分も体罰を受けて育った
- 叩かれないと他人の痛みがわからない、愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- 子どもが言うことを聞かないのは親が甘いからだと責められた 等

このような様々なことを背景に、しばしば体罰が用いられます。

## 子どもとの関わりの工夫

### ●子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

例：「このお菓子が食べたい」とただをこねたら？  
⇒ 「これが食べたいんだね」と受け止めた後「ご飯が食べられなくなるから今はがまんしよう」と諭す。



### ●子どもが言うことを聞かない理由を考えてみましょう

保護者の気をひきたい、言われたことが理解できない、体調が悪いなど理由がわかれれば冷静に対応方法を考えられます。

### ●子どもの年齢、成長・発達に応じた対応を心掛けましょう

子どもによって成長・発達の状況に差があることを理解することが大切です。



## ●叱らなくてよい環境づくりを考えてみましょう

子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど環境を変えることでイライラが減ることも

例：子どもが片づけをしない

⇒ 何をどこに置くかわかるようにすると片づけやすい



靴をそろえて脱いでいるね！



## ●良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

例：「靴をそろえて脱いでいるね」「一人で洋服が着られたね」

## ●注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけましょう

例：時間的に可能なときは少し待ってみる

家から出て散歩する等場面を切り替え注意の方向を変えてみる

歌を歌いながら一緒に片づけるなど楽しくできる方法を考えてみる



床か、この椅子か、どちらかに座ってね



## ●子どもが選べるように、複数の選択肢を提示してみては？

子どもの意思を尊重するのも一つの方法です。

例：座って欲しい時に、「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

## ●肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

伝えるときは、行動に着目して穏やかに、近づいて、落ち着いた声で肯定的・具体的に話す。

例：「走らない」と怒鳴るのではなく、「歩こう」などと肯定的に声掛けする

(片づけをしないときなど) 一緒に片付ける  
挨拶など自分の行動で子どもにお手本を示す



## 保護者自身の工夫

- ストレスや、否定的な感情に気付き、認め、原因を振り返りましょう
- 深呼吸したり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風に当たったりして気持ちを落ち着かせ、気分転換しましょう
- 時には保護者自身が休むことも大切です。少しでもストレス解消につながりそうな自分なりの工夫をみつけましょう
- 上手くいかないときは、周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出しましょう



## 子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーにご連絡ください。

保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子どもを育てていきましょう。

**区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー** 受付時間 8:30～17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)  
専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の問題等のいろいろな相談に応じます。

門司区 093-332-0115	小倉北区 093-563-0115	小倉南区 093-951-0115
若松区 093-771-0115	八幡東区 093-661-0115	八幡西区 093-642-0115
戸畠区 093-881-0115		